随意契約の状況		担 当 課 : 選挙管理委員会事務局		
		契 約 日 : 令和6年10月4日		
				契約金額(円)
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	税込
				(税抜)
第50回衆議院議	第50回衆議院議員総選	令和6年10月5日	北海道二海郡八	1, 377, 585
員総選挙に係る	挙に係るポスター掲示	~	雲町東雲町88番	(1, 252, 350)
ポスター掲示場	場及び第26回最高裁判	令和6年11月5日	地	
及び第26回最高	所裁判官国民審査に係		八雲勤労者企業	
裁判所裁判官国	る八雲町内65箇所のポ		組合	
民審査に係る氏	スター掲示場設置、管理		理事長 菊地	
名等揭示場設置	及び撤去業務		三男	
等業務(八雲地				
域)				

随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由

本業務は、八雲地域65箇所あるポスター掲示場を短期間で確実に設置し、選挙期間中における維持管理について迅速な対応が求められ、上記業者は、各種選挙において従来からポスター掲示場の設置、維持管理、撤去について委託してきた業者であり、これまでの実績や業務の内容に精通し、十分熟知している業者であります。

よって、地方自治法施行令第167条2第1項第6号、八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に、基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約をするものであります。